

特定非営利活動法人クローバーヘルス・インターナショナル 特別会員入会申請書

本書は、「特定非営利活動法人クローバーヘルス・インターナショナル定款第2章 会員」の規則に則って、当団体の活動に賛同したものが入会を申請する為の文書です。

[定款第2章からの抜粋]

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人、又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人
- (3) 特別会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。入会金及び会費は返還しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

[会費について]

- | | |
|--------------------|---------|
| (1) 入会金 特別会員(団体)1口 | 0円 |
| (2) 年会費 特別会員(団体)1口 | 50,000円 |

[会員期間について]

会員期間は、お振込み日より1年間とします。

更新についてのお知らせは、更新1ヶ月前に郵送により行います。

※期限前にお振込み頂いた場合は、本来の期限(1年間を越える日)より、1年間とします。

※ホームページへの掲載、リンク掲載は、別途対応が必要な為、掲載から1年以上とします

本書の内容に同意し、特定非営利活動法人クローバーヘルス・インターナショナルの活動に賛同する為、特別会員として入会を申請します。

令和 年 月 日

会員種別： 特別会員

口数： 口※未記載の場合は、1口とさせていただきます

申請団体名称：

申請団体住所：

ご担当者様氏名：

ご担当者様電話番号(任意)：

ご担当者様mail_address(任意)： _____

※上記をご記入の上、本紙1枚を下記まで郵送、Fax、メール添付でご提出下さい。

事務局より、ホームページ掲載内容や、お振込み口座情報などのご連絡させていただきます。

団体名： 特定非営利活動法人クローバーヘルス・インターナショナル

住所： 〒206-0823 東京都稲城市平尾2-103-18

Mail: ruita.takagi@clover-i.org

----- ※以下、事務局の記入欄となります -----

- 1. 会員種別確認 ()
- 2. 重複確認 ()
- 3. 会員名簿記載 ()
- 4. 理事長承認 ()
- 5. 申請者へ回答 ()
- 6. 社員名簿確認 ()
- 7. 配信リスト確認 ()

登録完了日： _____

登録担当者： _____